

社会福祉における自立の概念の整理

○ 社会福祉法人なのはな会 生活介護・就労継続支援B型事業 はまゆう 今野亮太 (会員番号 009265)

キーワード：自立 概念 立場

1. 研究目的

昨年度の秋季大会にて、日本の社会福祉に関する法律における自立の整理を行った。生活保護法から始まった自立は、児童、障害者、高齢者といった他の分野へ広がる中で多義的な意味を持つ用語に変化したことを明らかにした。しかし、法律条文には、自立の概念について言及されておらず、概観にとどまった。本研究では、社会福祉の研究者及び実践者、当事者の自立概念に関する先行研究の整理を行い、それぞれの視点、立場、共通する事柄を明らかにすることで自立研究を進めることを目的とする。

社会福祉の自立概念を整理した先行研究に「障害者の自立と自律権」(伊藤:1993)と「社会福祉における自立研究の整理」(上田:2010)がある。上田は、伊藤の研究範囲を広げ、これまでの自立研究の特徴や差異についての検討を行い、「自立概念を整理し始める研究が発表されているが、それぞれ自立の種類が違い、概念規定すら統一してない状況にある。一中略一自立という用語は未だ学問的にまとまっていない。」(2010:122)と述べている。

2. 研究の視点および方法

今日、研究者及び実践者、当事者により数多くの自立概念が存在している。本研究では、自立に関する先行研究を読み込み、共通する事柄で表を用いて整理を行う。(表は当日配布予定)。また研究の範囲は、上田の時代区分を参考とする。上田は伊藤(1993)の時代区分を参考に、第一期(近代～1959年)、第二期(1960年～1980年)、第三期(1981年～1994年)、第四期(1995年以降)と設定した。しかし、第一期にある近代とは、一般的に明治維新が起こる1870年代頃を指すことが多い。近代～1959年までとすると90年もの幅が生じることになるため、旧生活保護法が制定された1947年を境に、それ以前を自立の概念前史として整理を行う。また、本研究にて対象とする自立研究は、社会福祉の対象者全般とする。

3. 倫理的配慮

日本社会福祉学会倫理指針に従い引用参考文献等を明記するなどの倫理的配慮を行った。

4. 研究結果

自立概念前史は、戦時体制下が影響し、国民は自活すること、社会において有用な人材になることが求められ、有用性をもたらえない者はいわゆる「経済秩序外的存在」(大河内1938:6)として救済及び更生の対象とされていた。

第二期自立概念では、西野、白沢が生活保護の対象者に対し、経済的自立のみではなく、「自ら主体的に判断し、行為すること」(白沢1979:244)も含めて自立を考えようとしている。一方、脳性麻痺の当事者である横塚は、「青い芝の会の求める障害者の自立とは、社会の中で、障害者と健全者が対等に生きていくことのできる状況を創り出すことでもあります。」(1977:824)と述べ、自立には障害者の主体性が認められることの重要性を述べている。

第三期自立概念では、国際障害者年の影響もあり、経済的自立や身体的自立のみを追求することの批判と自立概念の新たな枠組みの検討が行われていた。当事者である寺田(1981:166-171)は、障害者も地域社会の一員として、自ら判断、決定、行動することを認められよう論じ、同じく当事者である定藤(1986:161)は、自らを生活、人生の主体とする他、他者からの支援を獲得する行為も自立と主張している。自立概念の整理を行った研究では、大橋が6つ、谷口は5つに分類をしている。更に脳性マヒ者等全身性障害者問題研究会では、研究者と当事者が共同で、自立概念の検討を行い、「労働力として社会復帰が期待できない重度障害者が社会の一員として意義ある自己実現と社会参加を果たそうとする努力を社会的に位置づけ」(1982)ようとする動きがあった。

第四期自立概念では、高齢者の自立した生活を目指し、要介護の予防とサービス提供を目的とした介護保険制度や障害者自立支援法の導入に伴い、さらに多くの自立の概念が生まれた。研究者からは立岩がこれまでの自立概念の歴史を整理し、古川(2008:178)からは自身の立てた規範に従って行動する「全人的自立」が述べられた。また、研究者で当事者の慎は自立を図式化し、自己決定が自立の基礎にあることを述べている。当事者からは、中西・上野(2003:29-30)が自立を人間の相互依存関係を前提に自己選択、自己決定にもとづいて地域で生活することと述べる他、安積が自己決定権や自己選択権が認められ、行使できることの他に、「よりよい相互依存の関係を築くこと」(安積 2009:152)を述べている。

5. 考 察

今回取り上げた言説を2つの考え方に区分することができた。一つは自立を能力の有無で評価する〈能力としての自立〉である。主に研究者及び実践者が述べていた。もう一方は存在そのものを肯定する〈存在としての自立〉である。こちらは主に当事者が述べていた。例を挙げると、前者は対象者が主体性をもって行動することを自立とし、後者は当事者の主体性を社会に認めさせようとしている。支援者と対象者で視点に差異がある。この差異は両者の立場の違いが関係していると筆者は考える。当事者にとって、まさに自分自身の問題であり、自立できないと判断されると社会から隔離、排除の対象となってきた。故に〈存在としての自立〉を社会に訴えている。支援者は対象者を能力的に自立させることで対象者を自立している多数派へ統合することを目指してきたため言説に溝が生じると考えている。社会福祉の自立を解くには、この溝を認識することが必要だと筆者は考える。

引用・参考文献

- 伊藤周平(1993)「障害者の自立と自律権—障害者福祉における自立概念の批判的一考察—」『季刊社会保障研究』vol. 28, 社会保障研究所 p. 426-435
 上田早紀子(2011)「社会福祉における自立研究の整理—先行研究の歴史の変遷—」『四天王寺大学紀要』第49号 p. 105-124
 大河内一男(1938)「我國に於ける社会事業の現在および将来—社会事業と社会政策の關係を中心として—」『社会事業』第22巻第四號 p. 2-22
 白沢政和(1979)「公的扶助ケースワークにおける自立概念の検討」『生活福祉の諸問題』大阪市立大学生活科学学部社会福祉学科社会福祉研究会, 第17・18合併号 p. 234-250
 横塚晃一(1977)「障害者の自立についての青い芝の会の見解」『あゆみ』41 p. 824-825
 寺田純一(1981)「障害者にとって自立とは何か」『現代の社会福祉』季刊労働法別冊第8号 総合労働研究所 p. 166-171
 定藤大弘(1986)「障害者の自立と地域福祉の課題」岡田武世編『人間発達と障害者福祉—障害者福祉論の新しい展開』川島書店 p. 129-175
 社会保障審議会—福祉部会(2004)『社会福祉事業及び社会福祉法人について(参考資料)』「自立の概念について」
<http://www.mhlw.go.jp/shingi/2004/04/s0420-6b2.html> (2019年5月12日アクセス)
 高齢者介護自立支援システム研究会(1994)「新たな高齢者介護システムの構築を目指して—これ医者介護・自立支援システム研究会報告書—」
<http://www.ipss.go.jp/publication/j/shiryuu/no.13/data/shiryuu/syakaifukushi/514.pdf> (2019年5月12日アクセス)
 古川孝順(2007)「自立の思想」古川孝順・岡本民夫・宮田和明編『社会福祉エンサイクロンペディア』中央法規出版
 中西正司・上野千鶴子(2003)『当事者主権』岩波新書
 安積遊歩(2009)『いのちに贈る超自立論—すべてのからだは百点満点』太郎次郎エディタス